

3.2.6 下水道の整備の状況

福岡県及び北九州市における令和6年3月31日現在の下水道の整備状況は、表3.2-22のとおりである。

北九州市の下水道普及率は99.9%となっている。

表3.2-22 下水道・汚水処理人口普及率（令和6年3月31日）

項目 県・市	行政人口① (人)	下水道整備状況			汚水処理状況	
		処理人口② (人)	整備面積 (ha)	普及率②/① (%)	処理人口③ (人)	普及率③/① (%)
福岡県	5,080,773	4,285,375	71,828	84.3	4,806,277	94.6
北九州市	916,003	914,684	16,628	99.9	915,155	99.9

「福岡県の下水道 令和6年度」（福岡県、令和7年）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

福岡県及び北九州市における令和5年度の一般廃棄物の発生・処理状況は、表3.2-23のとおりである。

北九州市の一般廃棄物の総排出量は391,974tで、最終処分量は39,649t、リサイクル率は25.0%となっている。

表3.2-23 一般廃棄物の発生・処理状況（令和5年度）

区分	福岡県	北九州市
ごみ総排出量(t)	計画収集量	186,914
	直接搬入量	190,978
	集団回収量	14,082
	計	391,974
ごみ処理量(t)	直接焼却量	295,043
	直接最終処分量	1,680
	焼却以外の中間処理量	21,471
	直接資源化量	59,698
	計	377,892
中間処理後再生利用量(t)	191,404	24,076
リサイクル率(%)	21.4	25.0
最終処分量(t)	149,261	39,649

注：リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)／(ごみ処理量＋集団回収量)×100

「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」（環境省、令和7年）より作成

(2) 産業廃棄物の状況

福岡県及び北九州市における令和4年度の産業廃棄物の発生処理状況は、表3.2-24のとおりである。

北九州市の産業廃棄物の発生量は6,078千tで、そのうち減量化量は1,843千t、最終処分量は308千tとなっている。

また、対象事業実施区域のある北九州市及び北九州市に隣接する市町における産業廃棄物処理事業者の状況は、表3.2-25及び図3.2-10に示すとおりであり、中間処理事業者が243、最終処分手業者が4、中間処理及び最終処分が6存在している。

表 3.2-24 産業廃棄物の発生・処理状況（令和4年度）

（単位：千t）

項目 県・市	発生量	排出量	有償物量*1 有価物量*2	再生利用量*1 有効利用量*2	減量化量	最終 処分量	その他
福岡県	17,463	15,389	2,074	6,725	8,090	574	0
北九州市	6,078	3,297	2,760	1,145	1,843	308	21

注：1. 数値は推計値である。

2. 表中の「*1」は福岡県、「*2」は北九州市における表記。

1. 「令和6年版 環境白書」（福岡県、令和6年）

2. 「令和6年度事業 北九州市における産業廃棄物の発生量及び処理状況 令和4(2022)年度（推計結果）」（北九州市、令和7年）より作成

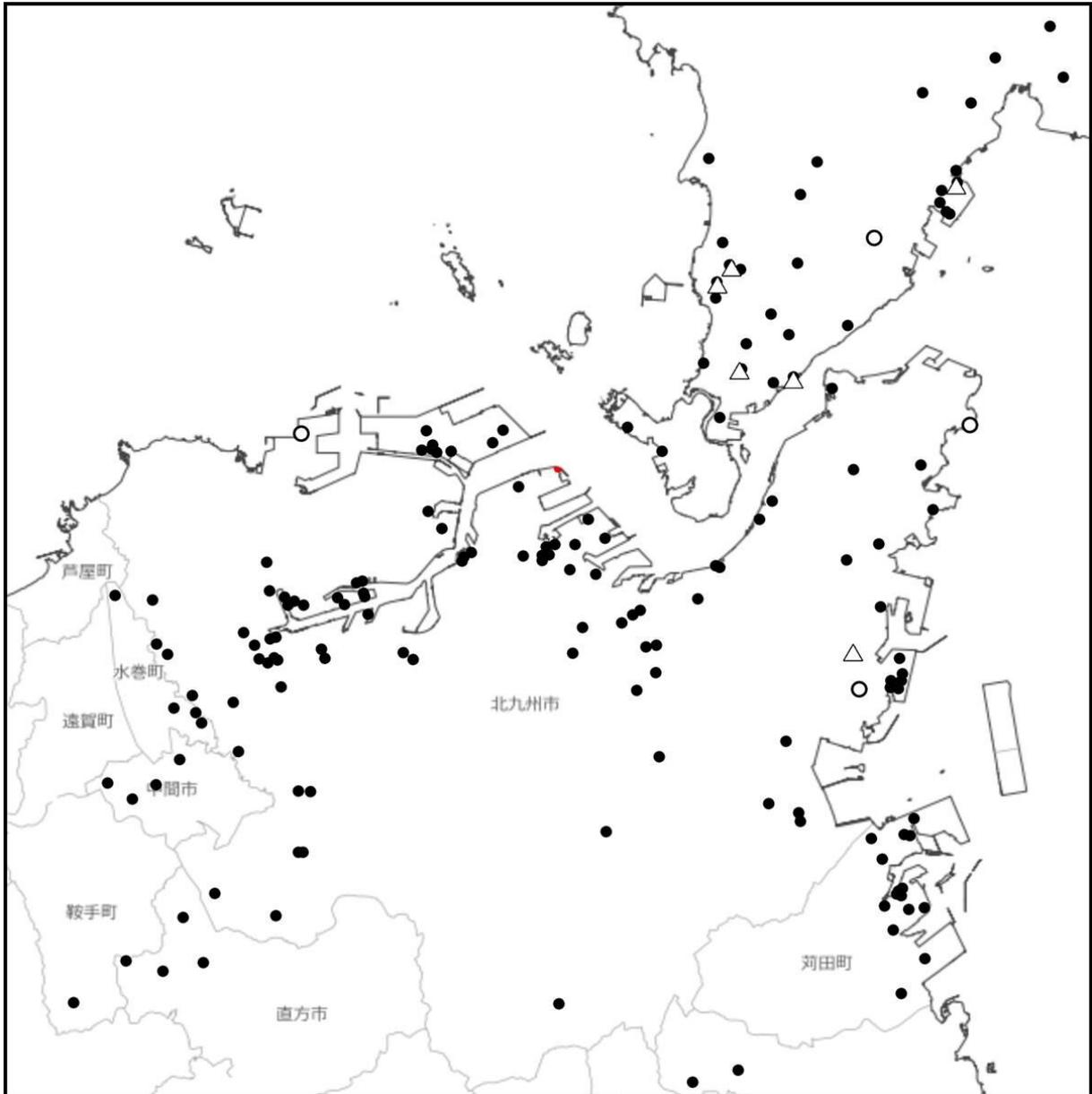
表 3.2-25 北九州市及び北九州市に隣接する市町における廃棄物処理事業者

(単位：事業者)

県	市町	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分
福岡県	北九州市	152	3	1
	直方市	4	0	0
	中間市	5	0	0
	行橋市	6	0	0
	芦屋町	0	0	0
	水巻町	4	0	0
	鞍手町	1	0	0
	福智町	4	0	0
	香春町	1	0	0
	苅田町	15	0	0
	みやこ町	6	0	0
山口県	下関市	45	1	5
合計		243	4	6

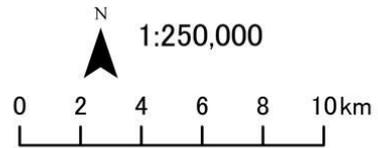
注：表中の数値は、北九州市及び北九州市に隣接する市町に本拠地がある廃棄物処理事業者数を示す。

1. 「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」(北九州市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
2. 「廃棄物処理業者名簿 中間処理」(福岡県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
3. 「廃棄物処理業者名簿 最終処分」(福岡県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
4. 「廃棄物処理業者情報検索システム」(山口県 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成



凡例

- 対象事業実施区域
- 中間処理
- △ 中間処理及び最終処分
- 最終処分



1. 「廃棄物処理業者名簿 中間処理」(福岡県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
2. 「廃棄物処理業者名簿 最終処分」(福岡県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
3. 「廃棄物処理業者情報検索システム」(山口県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
4. 北九州市産業廃棄物許可業者検索システム(北九州市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)より作成

注：北九州市及び北九州市に隣接する市町に本拠地がある廃棄物処理事業者の位置を示す。

図 3.2-10 産業廃棄物処理事業者の位置

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められており、その基準値は表 3.2-26 に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-27 に示す基準が定められている。

表 3.2-26 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

1. 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
2. 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
3. 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号） より作成

表 3.2-27 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>	

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき地域の類型や区分別に定められており、その基準値は表 3.2-28 に示すとおりである。北九州市における騒音の環境基準の類型を当てはめる地域の指定は表 3.2-29 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、図 3.2-11 に示すとおりである。対象事業実施区域の南側の一帯は C 類型に指定されている場所が多い。

表 3.2-28 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注：1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

表 3.2-28 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下
備考		
1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間について、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。		

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

表 3.2-29 北九州市における環境基準の類型指定

環境基準の類型	用途地域
A 類型	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B 類型	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：工業専用地域及び臨港地区については適用されない。

「騒音と振動の手引き」（北九州市、令和 4 年）より作成

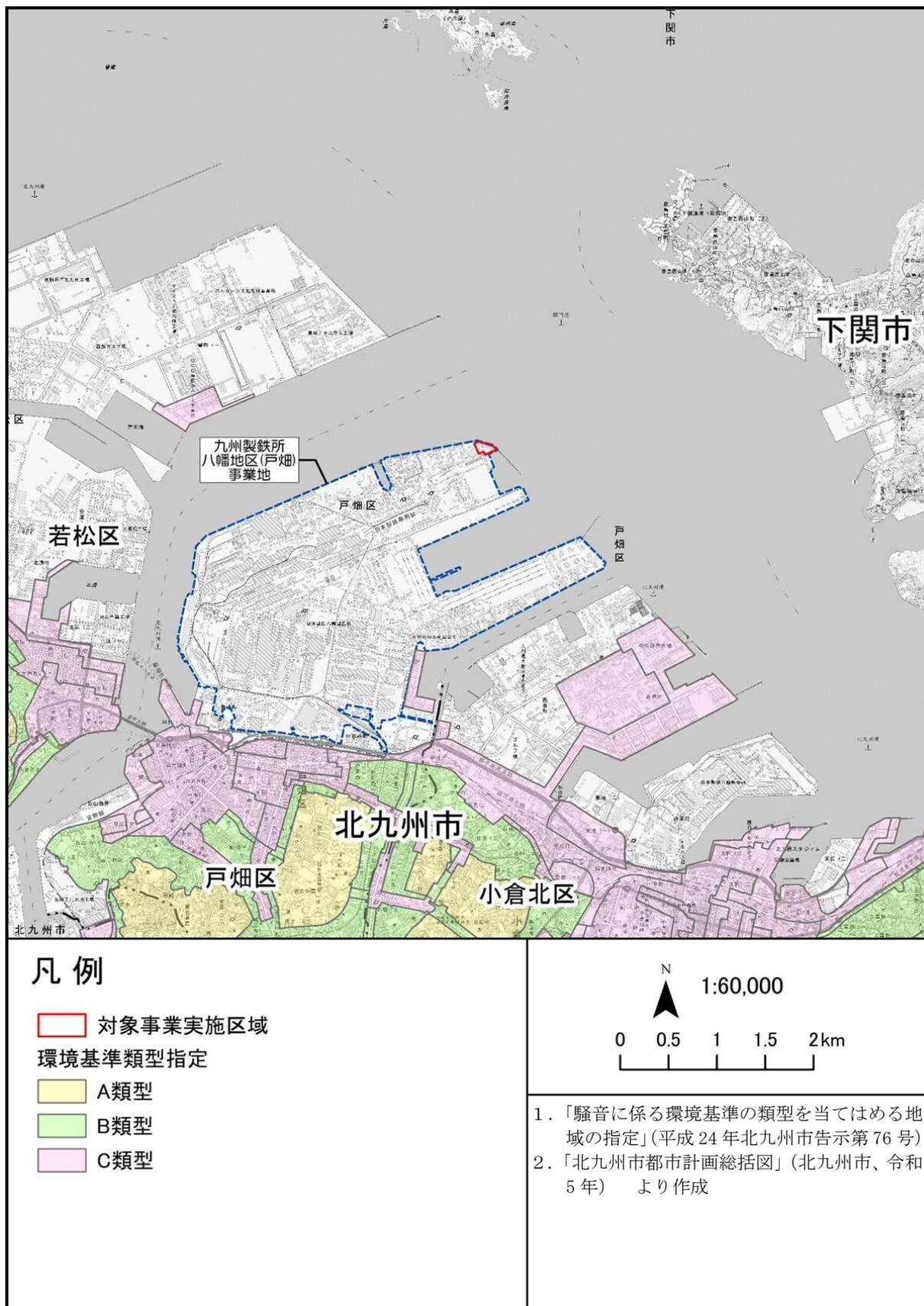


図 3.2-11 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

③ 水質汚濁

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準は全国一律に定められており、その基準値は表 3.2-30 に示すとおりである。また、生活環境の保全に関する環境基準は水域の類型別に定められており、その基準値は表 3.2-31～表 3.2-33 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境基準の類型指定の状況は、図 3.2-12 に示すとおりであり、海域では、洞海湾の湾口が B・IV・生物 A 類型に指定されており、戸畑泊地及び堺川泊地が C・IV・生物 A 類型に指定されている。河川では、主に板櫃川が内陸側で A 類型、海域付近で B 類型に指定されている他、紫川が B・生物 B 類型に指定されている。

表 3. 2-30 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域、地下水）

項目	基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2:2022（以下、「規格」という。）15.3、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

1. 「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
2. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）より作成

表 3.2-31 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 水道 1 級を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
6. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (湖沼、海域もこれに準ずる。)
7. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-31 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-32 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以 下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以 下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-
備考						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5. 大腸菌数に用い位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-32 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級 (特殊なものを除く。) 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表 3.2-32 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表 3.2-32 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-33 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-
備考 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-33 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含めたような水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号) より作成

表 3.2-33 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号) より作成

表 3.2-33 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号) より作成

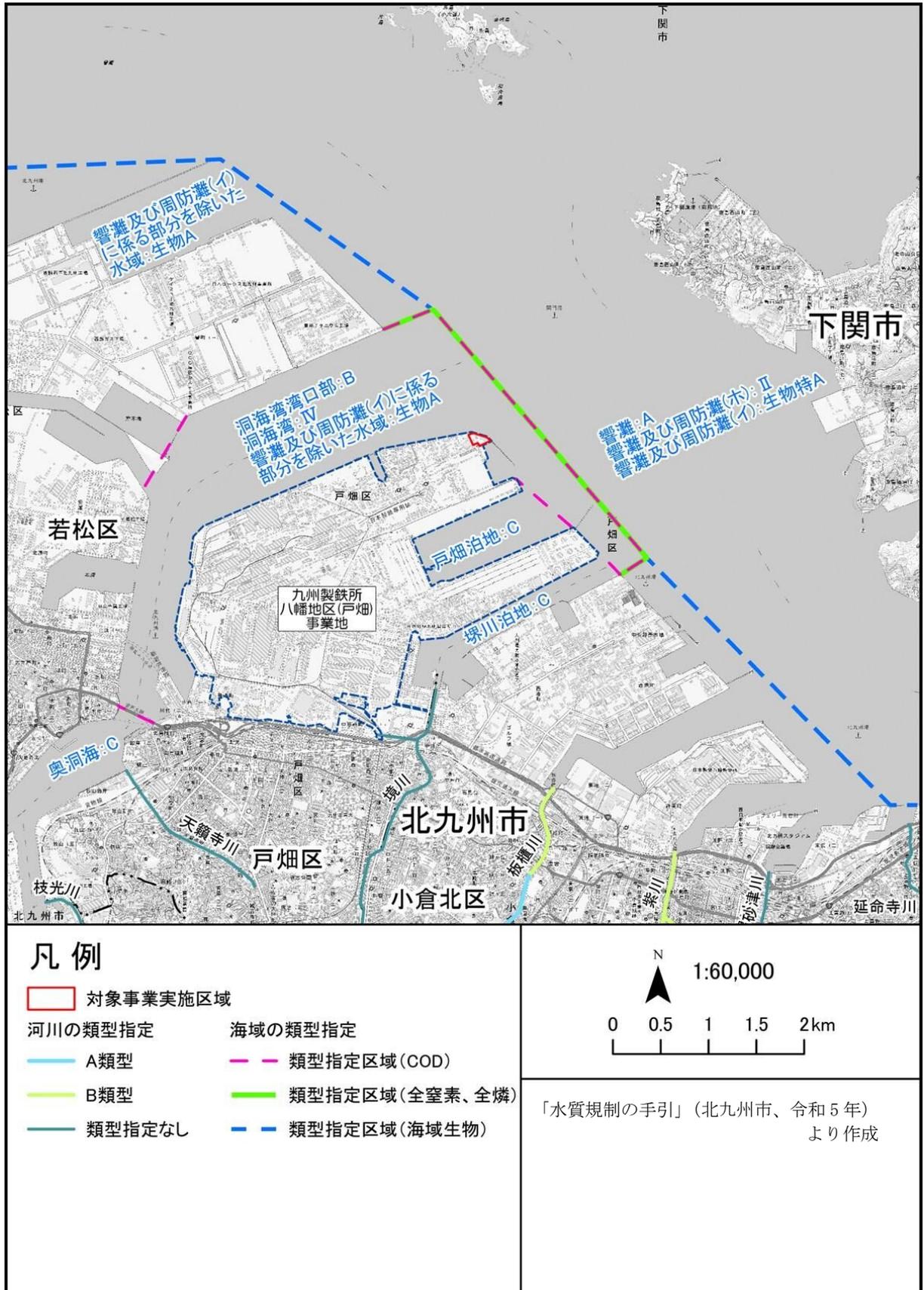


図 3.2-12 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき全国一律に定められており、その基準値は表 3.2-34 に示すとおりである。

表 3.2-34 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L に付き 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考:	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125:2023 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125:2023 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき定められており、その基準値は表 3. 2-35 に示すとおりである。

表 3. 2-35 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0. 6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1, 000pg-TEQ/g 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0. 5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 	

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成